

# 「ポレポレ倶楽部」会則

## 第一章 名称および事務所

第1条 本会の名称を「ポレポレ倶楽部」とする。

第2条 本会の事務所を、  
久留米市安武町武島468-2 出会いの場「ポレポレ」内に置く。

## 第二章 目的

第3条 ①社会福祉法人「拓く」の福祉事業を人的・物的に支援する。

②本会は、障がいを持つ人たちと障がいを持たない人たちが、共に安心して、楽しい充実した生涯を送ることができる環境をつくり出していくために、お互いに協力し合い、様々な活動を実践していくことを目的とする。

## 第三章 活動

第4条 本会の目的を達成するために、次の活動を行う。

①定期的に例会を開き、第二章の目的を実現するための研修をする。

②イベントの企画・実行を通し本会の理念や活動内容を広く社会にアピールする。

③社会福祉法人「拓く」が展開していく事業を支援する。そのための資金を寄付金・収益事業・バザーなどによってつくり出す。

④ボランティアや次世代の育成に努め、人的・物的ネットワークの構築に努める。

⑤地域のコミュニティーづくりの推進に努める。

⑥「特定非営利活動法人 自分らしくみんなと暮らすウオッチ」（成年後見人活動）を支援する。

## 第四章 会員

第5条 本会の目的に賛同する者は、いつでも本会に入会できる。また、個人の意志を尊重し退会は自由とする。

第6条 会員は、本会の目的を理解し、運営や事業等に協力する。

## 第五章 会費

第7条 会費は、次に掲げる金額を納入するものとする。

会員	年会費	1口	3000円（何口でも可）
賛助会員	年会費	1口	1000円（何口でも可）
団体会員	年会費	1口	5000円（何口でも可）
特別会員	年会費	1口	10000円（何口でも可）

## 第六章 役員

第8条 本会には、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
事務局長	1名
事務局員	若干名
会計	2名
監事	2名

第9条 会長は、本会を代表する者で、会に関する一切の責任を持つ。副会長は、会長を補佐し、会長に支障が生じた場合はその職務を代行する。事務局員を含めた全役員は、本会の活動に関して役割分担をし、円滑な実行に努める。

第10条 役員は、総会で選出する。

第11条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

## 第七章 企画委員

第12条 本会に、企画委員を置く。企画委員は、会則第3条の目的のための活動の企画・推進に努める。

第13条 企画委員は、役員・活動を推進する意思のある人がなり、例会で承認する。定数は定めないものとする。

第14条 企画委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

第15条 企画委員会は、定期的を開催する。

## 第八章 会 議

第16条 会議は、総会および例会とし、総会は定期総会および臨時総会とする。臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または会員の3分の2以上から請求があったとき開催する。

第17条 本会は、総会を年1回行う。

第18条 総会は、本会の最高議決機関である。

第19条 議決は、総会出席者の過半数の同意で決定する。

第20条 例会は、月1回程度開く。

## 第九章 専門部

第21条 会則第3条の目的のため、次の専門部を置く。

1. 研修
2. バザー
3. ネットワーク

第22条 会員は、いずれかの専門部に所属して活動する。

## 第十章 会 計

第23条 本会の運営は、会費・寄付金・事業収益金・その他の収入による。

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第十一章 付 則

第25条 この会則は、2001年11月7日より施行する。

この会則は、2002年10月9日、一部改正。

この会則は、2008年10月1日、一部改正。

この会則は、2009年10月7日、一部改正。

この会則は、2011年4月20日、一部改正。

この会則は、2013年4月17日、一部改正。